

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（109）

2. 日時：令和3年11月19日（金）13：30～15：35

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

島田安全審査官、安澤技術参与、羽賀技術参与

長官官房 技術基盤グループ システム安全研究部門

石津主任技術研究調査官、藤田(哲)技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他9名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）への適合性に関し審査会合における指摘事項への回答、及び第43条（試験用燃料体）の基準適合性について説明があった。

原子力規制庁からは、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容については引き続き確認していく旨伝えた。

- FLUENTの境界条件（熱流束）の設定として、損傷炉心物質の冷却評価に用いた熱収支計算モデルと、そこから得られる熱流束境界条件の設定方法との関係が分かるように、説明すること。

原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6 . 配布資料

資料 1 : 高速実験炉原子炉施設(「常陽」) 第 43 条(試験用燃料体)に係る説明資料(1 . ~ 2 . まで)

資料 2 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区) 高速実験炉原子炉施設(「常陽」) 第 43 条(試験用燃料体)に係る説明書

資料 3 : 高速実験炉原子炉施設(「常陽」) 第 43 条(試験用燃料体)に係る説明資料(6 . ~ 8 . まで)

資料 4 : 第 53 条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)に係る計算コード及び有効性評価等に対するコメントへの回答

資料 5 : 「常陽」の ULOF 及び UTOP 事象における崩壊炉心の特徴と現実的な事象推移

資料 6 : 下部プレナムにおけるデブリベッド冷却に関する不確かさの影響

資料 7 : 下部プレナムにおける溶融燃料のデブリ化について

資料 8 : FLUENT の境界条件(熱流束)の設定について